

著作権法（フェアユース）

【書誌事項】

当事者：A（上告人、原審原告、著作権者） vs B 病院、C、D、E（被上告人、原審被告）

判断主体：最高法院

事件番号：106 年度台上字第 215 号

言渡し日：2017 年 1 月 19 日

事件の経過：原判決の仮執行以外の部分を破棄し、智慧財産法院に差し戻す。

【判決概要】

報道、評論、教育、研究またはその他の正当な目的のために、合理的な範囲内で既に公表された著作物を引用することができる。ただ、他人の著作物を利用する場合、その出所を明示しなければならず、著作物利用の目的及び方法により、著作権者の利益に損害を与えるおそれがなく、且つ社会上の使用慣習に反しない場合でなければ、著作者の氏名または名称を省略してはならない。よって、文章が病院のウェブサイトに公開配信されたとき、当該部分の内容の出所を明示しておらず、また文章が著作物の一部内容を使用したとき、その出所を明示していないのなら、著作物の著作財産権または氏名表示権への侵害を構成しないと果たして言えるかどうか、依然として検討の余地がある。

【事実関係】

1. A 医師は自身が設立した診療所のサイトで静脈瘤に関する文章（「係争著作」）を掲載していた。B 病院の C 医師は D 医師に静脈瘤に関する文章を作成するよう指示し、D 医師は一部の係争著作をリメイクし、「Copyright (C) B 病院 All rights reserved.」と脚注を加え、情報室の主任 E が B 病院のウェブサイトにアップロードした。
2. 第一審は被告 B 病院が係争著作を利用した係争文章を掲載したことは、合理的方法に該当し原告の著作財産権を侵害しないと認定した。但し、D 医師は係争著作を利用するにあたり、過失により係争文章の部分が原告の著作財産権であることを表示しなかったため、原告の氏名表示権が不当に侵害され、3 万円の非財産的損害（精神的損害）を受けたとして、B 病院は原告に対して 3 万元を連帯して支払わなければならないと判決した。しかし、第二審の智慧財産法院は、氏名表

示権を侵害していないとして、原審の判決を覆した。A 医師は不服として、上告を提起した。

【判決内容】

1. 著作権法第 52 条規定，報道、評論、教育、研究またはその他の正当な目的のために、合理的な範囲内で既に公表された著作物を引用することができる。このことと、同法第 62 条第 2 項に定められている「その他の合理使用の事情」に該当すれば著作財産権の侵害を構成しないこととは、二つの異なる事項である。
2. 次に、他人の著作物を利用する場合、その出処を明示しなければならず、著作物利用の目的及び方法により、著作権者の利益に損害を与えるおそれがなく、且つ社会上の使用慣習に反しない場合でなければ、著作者の氏名または名称を省略してはならない。これは、同法第 64 条第 1、2 項、第 16 条第 4 項の規定に明記されている。
3. よって、文章が病院のウェブサイト公開配信されたとき、当該部分の内容の出所を明示しておらず、また文章が著作物の一部内容を使用したとき、その出所を明示していないのなら、果たして著作物の著作財産権または氏名表示権への侵害を構成しないと言えるかどうか、依然として検討の余地がある。

【専門家からのアドバイス】

1. 本件判決は、最高法院が「フェアユース（合理使用）」について明確な見解を作成した珍しい案件であり、実務上の参考とすることができるのでここで紹介した。
2. 本件判決は、著作権法第 52 条規定の合理使用と、同法第 62 条第 2 項に定められている「その他合理使用の事情」は異なる形態であることを確認したもの。つまり、著作権法第 52 条の規定は法定の中の一つの合理使用の形態であり、同法第 62 条第 2 項の概括規定と混同してはならない。
3. 実務面からみると、法定の合理使用の事由を満たしていたとしても、合理使用の前提条件を遵守しなければならないことに留意しなければならない。例えば、正当な目的のために引用を行うときであっても、他人の著作物に依拠したことを省略することはできず、法に抵触することを避けるため、必ずその出所を明示しなければならないことに注意が必要である。